

## 平成28年度安全保障貿易管理説明会

### 政省令等改正内容と質疑応答

平成28年度の政省令等改正は、平成28年11月7日に政令（＝輸出令）が公布され、輸出令別表第3の2の改正(リベリアの削除)は即日施行されました。同じく、リベリアの削除に伴う運用通達、提出書類通達、包括許可取扱要領も11月7日公布、即日施行されました。リベリア関連以外の政令の施行は、輸出令別表第2関連が平成28年12月7日、輸出令別表第1関連が平成29年1月7日となりました。

輸出令別表第1関連の省令、告示、通達は、平成28年11月18日に公布されました。工作機械の申告値通達は即日施行、輸出令別表第1、外為令別表の6の項の工作機械以外の省令、告示、通達は平成29年1月7日、工作機械関連の省令、通達は平成29年6月1日施行です。

安全保障貿易管理説明会<政省令等改正の説明（輸出令別表第1関連等）>は、平成28年11月25日東京、30日大阪、12月1日名古屋で行われました。その際の資料の一部と質疑応答の一部を掲載しています。質疑応答に関しては質問、回答ともにそのままではなく、再構成している場合があります。また、改正部分以外の質問に関しては割愛しています。

実際の輸出管理業務についての手続きや判断及び解釈に関しては、必ず最新の法令によって各自の責任で行ってください。

Ⅱ. 質疑応答部分の文責と（注）は CISTEC 事務局（調査研究部：千葉／情報サービス研修部：古川）です。

なお、本稿は CISTEC ジャーナル 2017.1 (No. 167) 号に掲載する予定です。

## I. 改正内容

### 武器関連（1項関係）

#### 1) 火薬類の除外規定の追加【規制緩和】

産業界からの要望を踏まえ、懸念用途に用いられるおそれが低いものについて、除外規定の追加を行う。

- ・運用通達の1の項【通達】

### 原子力関連（2項関係）

#### 1) 遠心力式釣合い試験機に係る規定の改正【規制内容の明確化】

NSGにおいて、遠心力式釣合い試験機に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第1条第34号【省令】

### 化学・生物兵器関連（3項、3の2項関係）

#### 1) ジエチルアミンに係る規定の追加【規制強化】

AGにおいて、ジエチルアミンについて、新たに規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第2条第1項第1号【省令】
- ・キャッチオール規制通達【通達】

#### 2) 弁の部分品に係る規定の精緻化

弁の部分品について、AGの合意内容の一部が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。

- ・貨物等省令第2条第2項第7号【省令】

#### 3) ウイルスに係る規定の改正【規制内容の明確化】

AGにおいて、「ウイルス」の名称の明確化等が行われたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第2条の2第1項第1号【省令】
- ・運用通達の3の2の項【通達】

#### 4) 細菌に係る規定の改正【規制緩和】

「細菌」として、ある特定のもの規制対象となっているが、一部の細菌について規制対象範囲を限定する等の所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第2条の2第1項第2号【省令】
- ・運用通達の3の2の項【通達】

5) 物理的封じ込めに用いられる装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

AGにおいて、物理的封じ込めに用いられる装置に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第2条の2第2項第1号【省令】
- ・運用通達の3の2の項【通達】

6) 凍結乾燥機に係る規定の改正【規制強化】

AGにおいて、凍結乾燥機に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第2条の2第2項第5号【省令】

7) 粒子状物質の吸入の試験用の装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

AGにおいて、粒子状物質の吸入の試験用の装置に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・物等省令第2条の2第2項第7号【省令】
- ・運用通達の3の2の項【通達】

ミサイル関連（4項関係）

1) ロケットの製造用等の試験装置に係る規定の精緻化

試験装置の規制対象範囲を規定している部分の一部が正確に規定されていなかったため、規定内容の精緻化を行う。

- ・貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第2号から第4号まで【省令】
- ・貨物等省令第16条第1項第1号、第3号から第5号まで【省令】

2) ロケット等に使用することができる貨物の使用プログラムに係る規定の改正【規制緩和】

MTCRにおいて、ロケット等に使用することができる貨物の使用プログラムについて、「使用」の範囲が「操作、保守又は点検」に限定されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第16条第1項第1号、第1号の2【省令】

3) 多段ロケットの切離し装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

MTCRにおいて、多段ロケットの切離し装置等の規定内容が明確化されたため、所要の改正を行う。

- ・運用通達の4の項【通達】

4) ロケットの推進装置に係る規定の改正【規制強化】

MTCRにおいて、ロケットの推進装置の規定内容が変更されたため、所要の改正を

行う。

- ・貨物等省令第3条第2号【省令】

5) 複合材料等の製造装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

MTCRにおいて、複合材料等の製造装置の規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第3条第11号【省令】
- ・運用通達の4の項【通達】

6) 飛行制御装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

MTCRにおいて、飛行制御装置の規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・運用通達の4の項【通達】

先端材料関連（5項関係）

1) ビニリデンフルオリドの圧電重合体等の削除【規制緩和】

WAにおいて、ビニリデンフルオリドの圧電重合体及び圧電共重合体が規制対象から削除されたため、関連規定の削除等を行う。

- ・輸出令別表第1の5の項（2）【政令】
- ・貨物等省令第4条第1号【省令】
- ・貨物等省令第17条第1項第3号【省令】
- ・包括許可要領の5の項【通達】

2) 合金等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、合金又はその粉末の規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第4条第7号【省令】

3) 作動油として使用することができる液体の削除【規制緩和】

WAにおいて、作動油として使用することができる液体が規制対象から削除されたため、関連規定の削除を行う。

- ・輸出令別表第1の5の項（9）【政令】
- ・物等省令第4条第11号【省令】
- ・運用通達の5の項【通達】
- ・包括許可要領の5の項【通達】

4) ビニリデンフルオリドの共重合体の削除【規制緩和】

WAにおいて、ビニリデンフルオリドの共重合体が規制対象から削除されたため、関

連規定の削除を行う。

- ・輸出令別表第1の5の項（17）【政令】
- ・物等省令第4条第14号【省令】

5) ビスマレイミド等の解釈に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、ビスマレイミド等の除外物質が追加されたため、解釈の追加を行う。

- ・運用通達の5の項【通達】

材料加工関連（6項関係）

1) 工作機械に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、工作機械の測定方法が直線軸の位置決め精度（PA）から一方向位置決め繰返し性（UPR）に変更されたため、関連規定について所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第5条第2号【省令】
- ・貨物等省令第18条第1項第1号【省令】
- ・運用通達の6の項【通達】
- ・役務通達の6の項【通達】
- ・申告値通達【通達】

2) 光学仕上げ工作機械に係る規定の精緻化

光学仕上げ工作機械について、WAの合意内容が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。

- ・貨物等省令第5条第4号【省令】

3) 測定装置に係る規定の改正【規制内容の変更】

測定装置の規制対象範囲はNSGの規制対象範囲と同様であったため、6項では当該装置の部分品のみを規制対象としてきたが、WAにおいて、測定装置の規制対象範囲に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第5条第8号【省令】

エレクトロニクス関連（7項関係）

1) 集積回路に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、集積回路に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第6条第1号【省令】

2) マイクロ波用機器等の部分品に係る規定の精緻化

マイクロ波用機器等の部分品について、WAの合意内容が正確に反映されていない部

分があったため、規定内容の精緻化を行う。

- ・貨物等省令第6条第2号【省令】

3) 周波数切換えの所要時間の解釈に係る規定の改正

WAにおいて、周波数切換えの所要時間の解釈に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・運用通達の7の項【通達】

4) セルに係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、セルに係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第6条第5号【省令】

5) 波形記憶装置に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、波形記憶装置の規定内容が当該装置を含むアナログデジタル変換器（アナログデジタル変換機能を有する装置等）に規制対象範囲が変更（拡大）されたため、所要の改正を行う。

- ・輸出令別表第1の7の項（10）【政令】
- ・貨物等省令第6条第10号【省令】
- ・運用通達の7の項【通達】

6) 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置の規定内容が当該装置を含むデジタル方式の記録装置に規制対象範囲が変更（拡大）されたため、所要の改正を行う。

- ・輸出令別表第1の7の項（11）【政令】
- ・貨物等省令第6条第11号【省令】
- ・運用通達の7の項【通達】

7) 信号発生器に係る規定の精緻化

信号発生器について、WAの合意内容が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。

- ・貨物等省令第6条第13号【省令】

8) 半導体製造装置に係る規定の改正【規制緩和・明確化】

WAにおいて、異方性プラズマドライエッチング装置が規制対象から削除等されたた

め、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第6条第17号【省令】
- ・貨物等省令第19条第2項【省令】
- ・運用通達の7の項【通達】
- ・包括許可要領の7の項【通達】

9) マイクロプロセッサ等の製造技術等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、マイクロプロセッサ等の製造技術等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第19条第3項第3号【省令】
- ・役務通達の7の項【通達】

コンピュータ関連（8項関係）

1) 電子計算機に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、電子計算機に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第7条第3号【省令】
- ・貨物等省令第20条第2項【省令】
- ・運用通達の8の項【通達】
- ・提出書類通達の別表2の付表【通達】
- ・包括許可要領の8の項【通達】

通信関連（9項関係）

1) フェーズドアレーアンテナに係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、フェーズドアレーアンテナに係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第8条第5号【省令】

2) 伝送通信装置等の設計装置等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、伝送通信装置等の設計装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第8条第8号の2【省令】
- ・貨物等省令第21条第2項第3号の2【省令】
- ・運用通達の9の項【通達】

3) 暗号装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、暗号装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。なお、WA原文においては、適用除外規定の適用関係や規定箇所が変更される等が行われているが、現行の規定ぶりを大幅に変更せずに改正を行う。

- ・貨物等省令第8条第9号、第9号の2【省令】
- ・運用通達の9の項【通達】

#### 4) 秘密保護機能を有する情報通信システム等の削除【規制緩和】

WAにおいて、秘密保護機能を有する情報通信システム等が規制対象から削除されたため、関連規定の削除を行う。

- ・輸出令別表第1の9の項(9)、(11)【政令】
- ・貨物等省令第8条第11号、第13号【省令】
- ・貨物等省令第21条第1項【省令】
- ・無償告示第1号6、第2号5【告示】
- ・運用通達の9の項【通達】
- ・役務通達の9の項【通達】

### センサー・レーザー関連(10項関係)

#### 1) 音波を利用した水中探知装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、音波を利用した水中探知装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・物等省令第9条第1号【省令】

#### 2) フォーカルプレーンアレーに係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、フォーカルプレーンアレーに係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う(規制対象から除外される内容を省令と通達の一部に規定しているが、除外の内容を明確化するため、省令上の除外規定を削除し、今般追加されたものも含め、通達上に規定されている部分に統一して規定)。

- ・貨物等省令第9条第3号【省令】
- ・運用通達の10の項【通達】

#### 3) カメラ等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、カメラ等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う(輸出令別表第1の12の項(4)の改正に伴うハネ改正等)。

- ・輸出令別表第1の10の項(4)【政令】
- ・貨物等省令第9条第8号【省令】
- ・運用通達の10の項【通達】



4) 光学器械等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、光学器械等に係る規定内容が変更（除外規定の追加）されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第9条第9号【省令】
- ・運用通達の10の項【通達】

5) レーザー発振器等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、レーザー発振器等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第9条第10号【省令】

6) 光学測定装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、光学測定装置に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第9条第14号【省令】

7) シングルポイントダイヤモンド工具を用いた旋削技術に係る規定の精緻化

シングルポイントダイヤモンド工具を用いた旋削技術について、WAの合意内容が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。

- ・貨物等省令第22条第3項第2号【省令】
- ・役務通達の10の項【通達】

**航法関連（11項関係）**

1) 慣性航法装置等に係る規定の精緻化

慣性航法装置等について、WAの合意内容の一部が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。

- ・貨物等省令第10条第3号【省令】
- ・運用通達の11の項【通達】

**海洋関連（12項関係）**

1) 潜水艇の部分品等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、潜水艇の部分品等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第11条第4号【省令】
- ・運用通達の12の項【通達】

## 2) 水中用のカメラの削除【規制緩和】

WAにおいて、水中用のカメラが規制対象から削除されたため、関連規定の削除等を行う。

- ・輸出令別表第1の12の項(4)【政令】
- ・貨物等省令第11条第5号【省令】
- ・運用通達の12の項【通達】

## 推進装置関連（13項関係）

### 1) 宇宙空間用の飛しょう体等に係る規定の精緻化

宇宙空間用の飛しょう体等に係る規定内容の一部が正確に反映されていなかったため、規定内容の精緻化を行う。

- ・貨物等省令第12条第4号【省令】

### 2) 無人航空機等に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、無人航空機等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第12条第10号の2【省令】
- ・運用通達の13の項【通達】

### 3) ガスタービンエンジンのブレード等の製造装置等に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、ガスタービンエンジンのブレード等の製造装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第12条第11号【省令】

## その他（14項関係）

### 1) 火薬等の主成分となる物質等に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、火薬等の主成分となる物質が追加等されたため、所要の改正を行う。

- ・貨物等省令第13条第2項第1号、第2号【省令】
- ・運用通達の14の項【通達】

## その他の事項

### 1) リベリアの国連武器禁輸国の解除に伴う改正

国連の安全保障理事会において、リベリアを国連武器禁輸国から解除する旨の決議がなされたため、所要の改正を行う。

- ・輸出令別表第3の2【政令】
- ・運用通達【通達】
- ・提出書類通達【通達】

・包括許可要領【通達】

2) 貿易外省令の改正

MTCRの合意に基づき、プログラムの取引のうち、貨物の輸出等に付随する必要最小限のものについて許可を不要とする改正を行う。

3) 通常兵器開発等省令・告示の改正

防衛省設置法の改正に伴い、所要の改正を行う。

4) 使用技術告示の改正

昨年の貨物等省令の改正に伴う項ずれを反映させるとともに、「貨物」の条項を引用している規定（第8条第9号から第13号までのいずれかに該当するもの）について、所要の改正を行う。

5) キャッチオール規制通達の改正

貨物名称等の精緻化を行う。

※その他、技術的・修辭的な観点から所要の改正を行う。

## Ⅱ. 質疑応答

### <全般>

Q :

資料の『リスト規制品目の改正等（政令）』で、今回の改正ポイントがまとめてあります。ここ以外にも、例えば材料関連の所にも変更があるということなのですが、この箇所は政令レベルの改定を記載されており、それよりも下のレベル、例えば省令とか通達とかの改定内容は含まれていないという理解でいいですか。

A :

その通りです。政令の改定内容は『リスト規制品目の改正等（政令）』に掲載していて、政令も含めた省令以下については、その次の『政省令等改正（平成28年11月）の概要』で説明資料を作成しています。

Q :

ワッセナーアレンジメント（以下WA）のような国際レジームでの変更があったからといって、必ず政令レベルの改定が行われる訳ではないということなののでしょうか。

A :

政令には、基本的に対象となる貨物名称しか規定していません。レジームでは、その貨物のスペックの改正が大部分であり、そうすると政令は変える必要はなく、省令及び通達上の解釈の改正等で対応することになります。

Q :

今回、昨年の国際レジームを反映するとのことでしたが、これで全て網羅されたという理解で宜しいのでしょうか。それとも保留になっているものがありますか。

A :

基本的には、昨年の分は、全て網羅しております。

Q :

改定内容で「精緻化」という表現があるのですが、精緻化という意味は、技術的な修正、誤字の訂正、接続詞の修正という意味かと思うのですが、どういう意味で精緻化という言葉を使っているのでしょうか。

A :

レジームの改定に基づくものではなく、テクニカルな修正、エディトリアルな修正、より分かりやすくするという観点からの修正等々を行ったという意味で、この言葉を使っています。

Q :

経済産業省のHPに掲載している関係法令及び貨物・技術のマトリックスのページはいつ更新されますか。

A :

基本的には、施行のタイミングで切り替えをするというように考えています。貨物・技術のマトリックス表についても今までは施行日に切り替わるように対応していました。工作機械については平成29年6月1日施行という状況もありますので、施行日よりも早目にオープンにしてもらえないかという意見もございました。

ただし、まだ施行になっていないものをオープンにすると、確認する上で間違えてしまったりすることも考えられるので、できるだけ間違わない形で、施行前には提供できるようにしたいと思っています。

関係法令については、基本的には、施行のタイミングの平成29年1月7日で切り替えるようにしたいと思っています。

(注)：平成28年12月20日付けで、経済産業省の貨物・技術のマトリックス表が更新された。

#### < 1 の項 >

Q :

運用通達の1の項の解釈で、今回、緊急保安炎筒について「民生用自動車用に用いるものに限る。」という除外規定が追加されました。緊急保安炎筒、部品そのものは、民生用自動車用に用いないものと民生用自動車用に用いるものと同じものが使われているケースがありますが、このような場合貨物はこういった判断になるのでしょうか。この話が出てきた経緯も併せて教えてください。

A :

今回規制対象外としたものは、あくまでも、一般の自動車に積まれている発炎筒でかつ民生用自動車に使われるということが明確になっている状態のものについてです。ただ、発炎筒は、同じものが軍用車両等にも使われる形態もあるようなので、軍用の関係で使われるケースは規制の範疇です。

火薬取締法の中でも普通の爆薬や火薬よりは、発炎筒に限っては実際に売る場合、作ったりする場合には規制を受けるようですが、できあがった状態のものは中の火薬は少量であったり、火薬だけを取り出すことはそう簡単にはできない構造になっているという点を踏まえて、そういうものであれば規制から外してもよいのではないかという要望がありました。そのような要望を検討して、今回の除外規定を設けました。あくまでも民生用自動車に用いられる範囲内における規制除外です。

(注)：本件は、CISTEC 先端材料関連分科会が「自動車搭載用発炎筒（緊急保安炎筒）の輸出令別表第 1 の 1 の項の規制除外のお願い」（平成 26 年 3 月 3 日）として要望していたもの。

**Q：**

発炎筒は、結局のところ、規制されるのでしょうか。

**A：**

発炎筒自体は輸出令別表第 1 の 1 の項に該当です。その中でもはっきりと民生用自動車に使われるという確認ができているものだけが規制除外されます。

**Q：**

運用通達の 1 の項の解釈によって、緊急保安炎筒が火薬類の規制から除外されました。理由として懸念用途に用いられる恐れが少ないということですが、火薬類の中にピクリン酸という化学物質があります。ピクリン酸を数%含む製品が市場にあるのですが、用途としては火薬として用いるのではなくてピクリン酸の酸としての機能を期待して含まれているのだと思います。そういったものも懸念用途に用いられるおそれは極めて低いと考えているのですが、数%火薬類を含むような試薬というか化学品というのは該当するのでしょうか。ピクリン酸は火薬類ではあるのですが、数%含まれているだけであれば燃えません。発炎筒は燃えます。そう考えると懸念用途に用いられるおそれが低いということで発炎筒が規制除外になるのであれば、そもそも燃えないようなものはピクリン酸が入っていても非該当なのではないかと思ったのですが。

**A：**

ピクリン酸を使った試薬自体が、火薬取締法では規制対象かどうかを確認をしなければならない事項です。もしかすると火薬取締法でも、ピクリン酸自体は火薬類で対象であるものの、それを数%含んだ加工品となると火薬類としてみないとしているかもしれない、その点を確認しないとお答えできません。

**Q：**

おそらく濃度に関する規定は火薬類取締法にはなかったと思うのですが、個別にお伺いして相談した方が良いでしょうか。

**A：**

どのような貨物なのか等の資料を持参して、改めて経済産業省に相談してください。

### < 3 の項 >

**Q：**

該当の弁の専用部分品であってケーシングやケーシングライナーが規制されるとのこと

ですが、言い換えれば、非該当の弁の部分品は規制されない、さらに言えばケーシング、ケーシングライナーでなければ部分品は規制されないという考え方で宜しいでしょうか。

**A :**

非該当の弁の部分品については、規制対象とならないということを、今回の貨物等省令第2条第2項第七号ハの規定で明確にしたところですが、またハの規定は、あくまでも部分品として設計されたケーシングやケーシングライナーであって・・・ということになりますので、この2つの類型に当たらない部分品については当然規制されないということになります。

### < 3の2の項 >

**Q :**

貨物等省令第2条の2第2項第一号の物理的封じ込め装置については規制内容の明確化と説明されましたが、貨物等省令の改正内容は規制強化のように見えます。改正前はクラスⅢ安全キャビネットの有する云々の「アイソレータ」を規制しており、改正後は物理的封じ込め「チャンバー」と「安全キャビネット」が規制対象として追加されています。その後に様々な仕様がありますから、そのようなものは「アイソレータ」になるのかもしれませんが、「アイソレータ」と「安全キャビネット」は違うものになりますので強化になるのではないかと思います。

**A :**

そのような意味で言えば、一部強化になるのかもしれませんが。

「安全キャビネット」は運用通達の3の2の項の改正前の「物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置」の解釈で、「クラス・Ⅲ安全キャビネットを含む。」と規制をしていましたが、一つの規定の中で明文化して規制しましょうとオーストラリアグループ（AG）での調整がされたので、この観点を踏まえれば明確化となります。

**Q :**

貨物等省令第2条の2第2項第七号の粒子状物質の吸入の試験装置についても規制内容の明確化と説明されました。改正前は「1立法メートル以上のもの」であったのが、改正後は「ロ」が追加され、それ以下の小さな箱の中にあっても、12以上のげっ歯類の動物又は2以上のげっ歯以外の動物・・・等と規定があるので、明確化ではなくて規制強化ではないでしょうか。

**A :**

規制の明確化か強化か迷ったところですが、貨物等省令第2条の2第2項第七号イについては、今までは1立法メートル以上の単なる容積があれば全て規制対象でありましたが、今回、「ロ」については、新たに追加の項目ですので、こちらは強化と言えます。

#### < 4 の項 >

Q :

輸出令別表第 1 の 4 の項の無人航空機とかロケット用に用いる複合材料の製造用の装置で、ファイバークロスメント装置とかテープレイング装置がありますが、そのような装置で現状、ハイテクな材料は作ってはいない、全く別の用途で用いています。ただ、材料によってはそのようなものも製造可能な装置については、輸出令別表第 1 の 4 の項の該非判定については非該当という判定で良いのでしょうか。

また、運用通達の貨物等省令第 3 条第十一号ロ中のテープレイング装置の説明の中、ロの規定の中で「(前略) 個々のフィラメントバンドの進行を中断及び再開することができるもの」とあるのですが、この個々のというのは、フィラメントバンド 1 本 1 本のことをいうのか、例えば装置によって数本、5 本とか 10 本とかのテープをいっきに動かすことしかできない装置もこれに含まれるのかどうか教えていただきたい。

A :

この運用通達の解釈でそれぞれの装置というのはこういうことができる、こういう機能を持っているものとして規定していますので、当該機能がこの解釈に当てはまるのであれば、基本的には規制される装置と考えてください。

#### < 5 の項 >

Q :

作動油として使用することができる液体が削除されたのですが、現在の政省令で非該当の工作機械に使用しているグリース等の潤滑剤に対して、改正後の政省令での、メーカーの判定書等を取り寄せる必要はないのでしょうか。

A :

メーカーから新しい判定書を取り寄せる必要があるか否かについては様々なケースがあると考えます。明らかに規制削除で輸出許可を取る必要がないということがはっきり分かるのであればメーカーに確認する必要はないと考えますし、心配であれば一応確認する意味でメーカーから該非判定書を取り寄せていただければよいと考えます。規制上の観点から言うと、その都度の状況に応じて判断いただければよいものと思っています。

Q :

運用通達の 5 の項解釈「貨物等省令第 4 条第十三号イ中のビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又は芳香族ポリエーテルイミド」で、「前駆物質であるポリアミック酸を除く。」とあり、ビスマレイミド等の前駆物質であるポリアミック酸が規制から除かれました。一般的な話として、化学物質の前駆物質というのは非該当という理解で正しいでしょうか。基本的に、前駆物質は構造が異なるものと理解しており、構造が違えば当然違うものなので、ここだけ「前駆物質を除く。」と規定されると他の項番の前駆



物質はどのようなだろうという疑問が生じてしまい、確認いたします。

**A :**

基本的には前駆物質は違う物質であるとの理解で問題ありません（実は何年か前に逆の観点で「ポリアミック酸を含む。」という規定があり、削除したという経緯があります。）。

本件について WA の場で議論している中で、こういうものについても一部は含めましょう等の議論があり、各国とも規制範囲をめぐる迷っていたという状況がありました。日本は、もちろん、前駆物質であるポリアミック酸については対象外として運用してきているのですが、各国との齟齬がありましたので、今回WAの規定の中でも明文化され、日本でも規制されるものではないと規定いたしました。全体的な考え方としては、前駆物質は違うもの、違うものを規制したい時はその物質をきっちり規制物質として規定するというのが基本的なスタンスです。

#### < 6 の項 >

**Q :**

工作機械の政省令改正の施行日について、平成29年6月1日に施行されるというのは輸出令別表第1の6の項（2）及びその役務の部分だけが施行されるということでしょうか。

**A :**

平成29年6月1日から施行されるのは、具体的には、貨物等省令が第5条第二号と第18条第1項第一号の部分になります。加えて、運用通達の6の項の解釈部分、役務の観点では役務通達の6の項の解釈部分になります。

**Q :**

WAの測定方法がPA（直線軸の位置決め精度）からUPR（一方向位置決めの繰り返し性）に変更されたとあるのですが、これは各直線軸について従来の両方向の位置決め精度の規定から一方向の繰り返し精度の規定に変更することなののでしょうか。厳しくなるのでしょうか。

**A :**

従前のPAと呼ばれている方法は、直線軸の行きと帰り、往復運動をさせながら停止位置精度（位置決め精度）を測るということですが、今回のUPRというのは方向が一方向、行きと帰りそれぞれの方向で別々に停止位置のバラつき（一方向位置決めの繰り返し性）を測り、より小さい方の値を採用します。ラフに申し上げますと厳しくなるというよりも、制御装置による補正を含まない、生の機械の精度が出るのがUPRと言われております。

(注) : CISTEC ジャーナル 2016. 11 (No.166) 「平成 28 年度政省令改正における工作機械の規制変更について」(CISTEC 調査研究部・井上道也主任研究員執筆) を参照。

Q :

工作機械の位置決め精度等の申告値については、平成 29 年 6 月 1 日以降に申告する場合は、それ以前に測定したデータに UPR の結果がないものについてはデータとしては使えないという理解で正しいでしょうか。

逆に、5 月 31 日までであれば、UPR の測定値がなくても ISO の 2006 のデータがあれば申告できるということで宜しいでしょうか。

A :

その理解でいいです。

Q :

工作機械については輸出令別表第 1 の 6 の項 (2) 以外にも 2 の項 (1 2) にも規定があるのですが、2 の項についての変更はありませんか。

A :

輸出令別表第 1 の 2 の項については、変更はありません。2 の項は NSG に基づく規制で、NSG でも同じく規制パラメータを PA から UPR に変更する議論はされていますが、まだ合意に至っておらず、合意された WA の 6 の項のみ改正しています。

Q :

既に輸出令別表第 1 の 2 の項で、規制値に達する申告値を提出済みの機械については、平成 29 年 6 月 1 日以降も有効で申告値を利用できると考えていますが、その際、該非判定書を作る場合、輸出令別表第 1 の 2 の項のみの該非判定書作成で問題ないでしょうか。

A :

輸出令別表第 1 の 2 の項に該当の工作機械であれば、申告値に期限はありません。無期限ですので、そのような対応で問題ありません。

Q :

工作機械の申告値通達の「数値制御工作機械「位置決め精度等」申告書(別紙 1)」の(1) 2 の項の位置決め精度[ISO230/2 (1988)]の申告値の表で、平均値が 7.28、申告値は 0.0072 で、備考欄に○印があり、その下の(2) 6 の項の一方方向位置決め繰返し性[ISO230-2:2014]の申告値でも、○印があります。そして、なお書きとして「なお、本型式の申告値は全軸とも輸出令別表第 1 の規制レベルに達しないものであるが、18 ヶ月ごとに再確認すべきものに該当する値」なので、○を付けたということが書いてあって、18 ヶ月云々ということについては、運用通達の解釈「貨物等省令第 5 条第二号イ、ロ及びハ中

の一方方向位置決め繰返し性」の4で、今度は規制値に対して0.0007ミリメートルを加えたということが書いてあって、この規制値というのは貨物等省令第5条第二号にある値だと思うのです。しかしながら、当方としては混乱してしまい分かりづらいので、詳細を確認するにはどなたにどのようにお伺いすればよいのでしょうか。

A :

規制値に対して、この閾値というか範囲以内であれば18ヶ月ということになります。その部分について数値を出してくださいという意味です。どのように見て良いか分からない場合には、経済産業省の安全保障貿易審査課（本省14階、東の8）に質問してください。

Q :

「工作機械の位置決め精度等の申告値について」の12.その他、(3)で「直線軸の移動量が2,000ミリメートルを超える工作機械については、別途、安全保障貿易審査課に相談すること」と書かれていますが、相談する時にどのような資料を準備すればいいのでしょうか。

A :

測定に当たっての測定間隔の話になりますので、その部分を含めた形で相談していただければお答えできると思います。

Q :

6の項の工作機械の測定方法の変更によって、従来非該当だった工作機械の多くが、該当機になってしまうと思います。現在の経済産業省へのEL申請は、6の項関係は大半の仕向地は経済産業局への申請という形になっていて、申請の提出書類は、2の項で該当し本省申請に必要な輸出令別表第1の記載項目との対比表等や最終用途誓約書の提出は求められていません。改正後も同様に対比表等の提出は必要ないという理解で宜しいのでしょうか。

A :

申請書類の種類が変わってはならず従来通りで問題ありません。

Q :

関連して、例えば最終用途誓約書では、輸出後もその貨物に関して再輸出する時には経済産業省の事前同意を得なければならない等、所謂輸出後の貨物に対する管理が厳しく求められています。しかし、6の項に該当で、End User Certificateを出さなくてよいということは2の項での必要な管理は求められていない、輸出許可を取らなければならないが、輸出後の管理は求められていないという理解でいいですか。あるいは求められないだけに自主的に厳しく管理していかなければならないと理解すべきでしょうか。

A :

リスト規制該当であればその輸出管理を緩めるという話はなく、該当相応の管理をしてください。

**Q :**

現在、輸出令別表第1の2の項と6の項と両方で該当する工作機械があるのですが、経済産業省に提出する該非判定書は輸出令別表第1の2の項の分だけで対応しています。今後も2の項だけの提出だけで変わらないでしょうか。

**A :**

2の項で該当する工作機械であれば、輸出令別表第1の2の項での許可申請となりますので、そのような対応で問題ないのですが、最終需要者や用途の観点から、6の項についても該非判定書を求める場合もあります。一律に扱わない場合もあるということをご理解ください。

**Q :**

輸出令別表第1の2の項と6の項で規制される工作機械で、両方で該当する場合には、2の項が優先しますので2の項の該非判定書が出てくるとのことです。輸出商社であるのですが、メーカーから2の項の該非判定書を受領場合、都度、6の項に該当するか否かを確認しなければならないのでしょうか。

最終需要者や用途確認のために6の項についても確認が必要になるとのことでしたが、どのような場合に6の項の該非判定書が必要になるのでしょうか。

**A :**

基本的には、輸出令別表第1の2の項で該当であれば、2の項のみの該非判定書で問題ありません。6の項に関する該非判定書が必要になる場合については、精度的には6の項の方が2の項に比べ低いものになっているのですが、加工物によっては精度を求めることがあるということです。

**Q :**

具体的にどのような場合に6の項についても該非判定の確認しなければならないのか、そうでないとメーカーにもお願いしづらいですし、経済産業省に申請に行った後に、調べて欲しいと言われても負担になります。

**A :**

いろいろなケースがあります。需要者や用途が、審査を進めて懸念が疑われる時に追加でお願いしたいと思っています。極端なことを言えば、キャッチオール規制の外国ユーザーリストの関係する企業が需要者であったりする場合には、6の項の該非判定書を求めるケースはあると思います。相手先によって、ケースバイケースの範囲にならざるをえないので、一律に申し上げることはできません。

Q :

経済産業省の許可申請の審査日数は MAX90 日というのが前提であると考えていますので、それを超える場合には早めにご連絡いただけるという理解で宜しいでしょうか。

A :

もちろん追加で確認する事項があれば、できるだけ早めに連絡をいたします。

Q :

6の項の工作機械で平成29年6月1日以降は輸出許可が必要になってくるものもあると思うのですが、例えば特別一般包括許可を持っている企業であって、この項番で仕向地のマッチングがなされていれば、特別一般包括を使って輸出できるか教えてください。使える場合、Shipperとして特別に管理すべき項目等があれば教えてください。

A :

輸出令別1の6の項(2)該当として特別一般包括を使って輸出できます。

現状の該当相応の書類或いは内容について変更はありませんので、それを遵守、維持いただくということ、管理を緩くすることなくお願いいたします。

Q :

工作機械の測定方法について、今回のUPRはISO230-2:2014を測定基準にしていると思いますが、NSGの合意を得られた後に2の項改正となってUPRの方針を導入した際は、同じく2014を使うのか教えてください。

A :

NSGで合意に至っていないので、現時点でお答えすることはできません。

Q :

追加された貨物等省令第5条第八号ロ(一)で規制される貨物がどのようなものなのでしょうか。例えばレーザーを光源として、スケールの格子を読み取るような位置検出器のリニアエンコーダはこの省令で規制されるべきなのでしょうか。

A :

貨物等省令第5条第八号ロの冒頭で、「直線上の変位を測定するためのもの」とありますので、直線上の変位を測定することができない機能しかない、単なる格子状の位置方向しか探知する機能しかないということであれば、ここでは規制されません。

リニアエンコーダの機能が直線上の変位を測定することができないのであれば、ここには該当しないということになります。

Q :

上記に関連して、それは使い方によるものであって、メーカー若しくは使う側の判断で

該非判定を行って良いということでしょうか。

A :

使い方によってではなくて機能として直線上の変位を測定することができるか、そういう機能をそれ自体が持っているかでご判断する必要があります。現状においてはこの範囲でしか今の時点ではお答えできませんので、具体的にどう使ったら測れるだとか、測れる機能があるか否か等については個別に経済産業省の窓口等でご相談ください。

Q :

貨物等省令第5条第八号ロでは【直線上の変位を測定するためのものであって、次のいずれかに該当するもの】とあって、(一)と(二)が規定されています。(一)に該当した時点で(二)については既に貨物等省令第5条第八号ロについては該当となるので、(一)の規定は(二)を包含しているように思えるのですが。

A :

貨物等省令第5条第八号ロ(一)の方は、装置本体について規定していて、(二)は、(一)を構成する部分品を規定しています。

Q :

貨物等省令第5条第八号ロ(二)の【(一)に該当するもの・・・】が何であるのでしょうか。(一)の中の1から3の全てに該当するという意味なのか、あるいはいずれかに該当するという意味なのか、レーザー干渉計及びレーザーを用いた光学エンコーダーを含むといったもののことを指しているのかよく分かりません。

A :

ここは貨物等省令第5条第八号ロ(一)に該当するものということですので、貨物等省令第5条第八号ロ(一)の1から3全てを満たす装置と考えてください。

#### <7の項>

Q :

輸出令別表第1の7の項(10)と(11)について、規制が強化されたところですが、具体的にどういったものが該当するのでしょうか。

A :

アナログデジタル変換器としては、貨物等省令に若干記載があります。貨物等省令第6条第十号の中で「アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置」ということで、括弧書きの中で記載している「アナログデジタル変換カード、波形デジタイザー、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダー」こういう形態のもの、具体的にイとロのスペック値を満たすものであれば、ここで規制対象になってきます。

もう一つのデジタル方式の記録装置の具体例については、貨物等省令第6条第十一号イで若干触れていますが、ディスクメモリやソリッドステートドライブメモリという形態のもので、データ連続記録速度及び無線周波数信号データを解析できるプロセッサの要件を満たすものであれば、該当いたします。

Q :

貨物等省令第6条第十号「アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタルイザー・・・を含む。）」というところで、前段部分を読みますと、一般的に市販されているアナログデジタル変換カードやデジタル収集カードというようなものを想像するのですが、他の貨物に使用するために特別に設計したものではなく、汎用的に利用できるように設計、製造されたアナログデジタル変換回路のプリント基板の形態のものも規制対象となるのでしょうか。

また後段の括弧書き、デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ等の規定について、いわゆる測定装置のように読み取れるのですが、例えば電力計、アナログの信号を拾って、それをデジタルに変換して当該部品とは別個のデジタルの表示器にそのワットの数字を表示させる機能を有するもの、電力計のようなもの、電力のセンサーであります、この「除く。」の中に含まれるのでしょうか。

A :

前者については、そういったものも組立品又はモジュールいずれかの部類に入ると考えますので、規制対象とお考えください。なお、他の貨物に組み込むために特別に設計されたもの場合は、7の項の運用通達「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」で示されている該非判定に関する解釈を参照するとよいと思います。

後者は、この「除く。」の中には含まれないと考えてください。今回、この後ろの括弧書きの、「除く。」に記載したものについては、同じ項の中で、別途規制されているものになりますので、そちらの規制の範囲で確認すると、WAでも合意がされたので、貨物等省令第6条第十号イとロまで確認する必要はないとしたものです。

Q :

アナログデジタル変換の集積回路を製造・販売しています。集積回路については貨物等省令第6条第一号のホの規定で該非判定すれば良いと考えていますが、判定対象貨物がアナログデジタル変換ボード（アナログデジタル変換用の集積回路を組み込んでおり、他の貨物に使用するように特別に設計していない汎用的なボード）の場合、貨物等省令第6条第十号で該非判定すべきなのでしょうか。

また、貨物等省令第6条第十号イの（一）から（五）まであり、その中で入力速度というパラメータがあるのですが、この入力速度を評価する時は、アナログデジタル変換用の

モジュールの中のアナログデジタル変換をする部分の速度なのか、モジュールへの入力速度と捉えれば良いのでしょうか。ボードそのものに入ってくる速度と考えれば良いのでしょうか。

**A :**

1点目のアナログデジタル変換ボードについては、貨物等省令第6条第十号で該非判定していただくことになります。

2点目の入力速度については、モジュール、組立品、装置のいずれの形態のものであっても、アナログデジタル変換される際の入力速度と考えてください。

**Q :**

貨物等省令第6条第十一号ロは「記録中に無線周波数信号データを解析することができるプロセッサを有するもの」と規定されており、運用通達に「解析」の解釈もあります。一般のWiFiやBluetoothを搭載したデジタル方式の記録装置は、貨物等省令第6条第十一号ロに該当するのでしょうか。

**A :**

デジタル方式の記録装置として貨物等省令第6条第十一号に該当するものは、イ及びロで規定されている要件を満たすものです。

**Q :**

輸出令別表第1の7の項(11)の対象範囲については、記録装置に内蔵される媒体自体は規制対象外と考えて宜しいでしょうか。例えばテレビを録画するハードディスクレコーダーが規制対象だと考えた場合、内蔵されるハードディスク自体は規制対象外と考えて宜しいでしょうか。

**A :**

基本的に、規制対象となるデジタル方式の記録装置は貨物等省令第6条第十一号に規定していますが、単なるディスク自体だけであれば、貨物等省令第6条第十一号のイ、ロの機能が多分なく、そもそもこの規定には当たってこないと考えられます。

**Q :**

貨物等省令第6条第十一号はデジタル方式の記録装置ですが、その前の第十号はアナログデジタル変換器の次に「モジュール、組立品又は装置」と細かく規定されています。十一号はそのような規定がないということはUSBメモリのようなものは記録装置の一種ではないと判断して宜しいでしょうか。

**A :**

USBメモリは、単なるメモリの状態から広い意味のUSBメモリもあると思います。要は貨物等省令第十一号イとロの要件に当たらない機能しか備えていないとか単なる記録媒



体だけ、という形で捉えられるケースもあるかもしれないし、ある程度の記録機能の役割をする装置形態になっているものもあるでしょうから、一概に記録装置ではないとまでは言えないと考えます。

**Q :**

例えば民生用のパソコンで使うような外付け HDD とか USB メモリ、SD カード等は貨物等省令第 6 条第十一号の記録装置に当てはまるのでしょうか。

**A :**

ここでいう記録装置の範疇ではあると考えますが、一般に出回っているものについては、貨物等省令第 6 条第十一号のイヤロのスペックには当たらないものと思われる。

**Q :**

貨物等省令第 6 条第十一号ロの無線周波数信号データには、民生用の映像信号や音楽などのオーディオ信号等も含まれるのでしょうか。

**A :**

信号の内容、種類について特段の制限はないので、そういう意味ではあらゆるものが入ってくる、オーディオのものであってもここに含まれるものと思われる。

**Q :**

ある装置がありまして、その装置のログを取っている場合、それだけで 7 の項 (11)、貨物等省令第 6 条第十一号で該非判定しなければならないのでしょうか。また、この記録装置というのは、一般的に、何を想定しているのでしょうか。

**A :**

基本的には、外から入ってきた状態のいろんな情報、データ等をデジタル方式として記録できるものを規制対象としているので、(外からのログなのか中での処理なのかというのが分からないのですが) 内部だけで単純に記録して処理しているだけであれば貨物等省令第 6 条第十一号では規制されないと理解しております。

通信情報等の様々なデータを記録しつつその内容を次の段階で早く解析するものが、おそらく WA では、軍事上の役割としては記録速度が非常に速いというものの規制に移ったということだと思います。

あくまでも外から入ってくるものを記録するという観点で考えてください。

**Q :**

改正で貨物等省令第 7 条第三号トが削除になって、貨物等省令第 6 条第十号のアナログデジタル変換器で判定をとということですが、今までは輸出令別表第 1 の 8 の項で 1 つの製品を全部該非判定していたのですが、今後、同じ製品を該非判定する場合、7 項と 8 項の両

方のパラメータシートを使って該非判定することになるのでしょうか。

A :

一般論として、従来貨物等省令第7条第三号トの規定に基づき判定していたアナログデジタル変換機能を有するデジタル電子計算機の附属装置は、貨物等省令第6条第十号で判定してください。

なお、貨物等省令第6条第十号のアナログデジタル変換器の判定については、7の項の運用通達「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」で示されている該非判定に関する解釈も参考にしてください。

Q :

現行法令では、イメージスキャナーは輸出令別表第1の8の項の対象ではないとされていたのですが、当該貨物は、輸出令別表第1の7の項（10）の判定対象になり得るのでしょうか。

A :

アナログデジタル変換の機能を持つという類型からすると、輸出令別表第1の7の項（10）の判定対象になり得るものと考えます。

なお、輸出令別表第1の7の項（10）、貨物等省令第6条第十号のアナログデジタル変換器の判定については、7の項の運用通達「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」で示されている該非判定に関する解釈に基づき判定をするようにしてください。

#### < 9の項 >

Q :

『暗号装置に係る規制の改定』についてです。WAでは大幅に規制リストが改定されているのですが、今回、国内法では規制の構成は変えずに条文の中身だけ変えているようです。今後、WAの改定に国内法でも合わせる予定があれば教えてください。

A :

WAの2015年の改定においては、実際は大项目的な、タイトル名だとかそういうところが変わっていて、細かな部分の改定等が2016年への継続議論になっていること、及び実際には規制をすべきものは何も変わっていないこともありましたので、去年のWAでの変更点については、必要最小限の範囲で改正した状況です。今年もまだ議論されている状況にありますので、2016年12月の最終的なWAでの合意内容を踏まえて、どこをどう変えた方がいいのか等の検討をしたいと思っています。

Q :

貨物等省令第8条第十一号が今回削除になったことで、おそらく暗号化以外の秘密保護

機能が緩和されたように思えるのですが、9の項の運用通達の現行の解釈「情報通信システムであって、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの又はその部分品」に貨物等省令第8条第十一号の後半についてはここで詳しく説明があるのですが、前半の『秘密保護機能を有する』というところについては読み取れなかったのでその部分についてお伺いさせていただきます。

A :

『秘密保護機能』の定義については、おそらく同じではないかと思われます。貨物等省令第9条第十一号では『秘密保護機能を有する情報通信システム』を規制するものであったので、秘密保護機能を有する全てのものが貨物等省令第8条第十一号ではなかったということでもあります。

Q :

つまり、「情報通信システムであって、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの又はその部分品」の解釈の定義をそのまま秘密保護機能として見てしまえばよいという意味でしょうか。

A :

貨物等省令第8条第十一号で規制されているシステムについての評価基準というのがあって、解釈でいう情報技術セキュリティ評価基準もいろいろなレベルがあるのですが、この評価基準の中のランク付けの観点での秘密保護機能ということを行っています。

#### <10の項>

Q :

フォーカルプレーンアレーについて、通達上で除外規定を統一するという説明があり、良い考えであると思いましたが、光学器械等に係る改正については、除外規定を省令に追加したとあります。どのような方針のもとに除外規定を省令あるいは通達に規定しているのでしょうか。

A :

現状はあまり統一感がないのですが、除外規定がボリュームのあるものについては、省令の中でまとめて記載するとなると、省令の括弧書きだけが本規定の倍以上のボリュームになってしまうものについては、できるだけ通達上の解釈でまとめて記載しています。文言が少なく済むものについては、省令で除外規定についても一緒に読むことを考えています。光学器械については少ない内容であったので、省令に規定しました。

Q :

輸出令別表第1の10の項(1)、貨物等省令第9条第一号の音波を利用した水中探知装置等に係る規定の改正は「規制内容の明確化」と説明されました。水中探知装置のメーカ

一であるのですが、そこで使われている部分品である輸出令別表第1の7の項の集積回路等、中に組み込まれているものについてまで該非判定しています。このようなやり方で良いのか確認いたします。

A :

基本的には、集積回路が運用通達の部分品の解釈で書かれている規定（運用通達1.1-1(7)(イ)のただし書きによる除外規定）に当たるようなものであれば、許可を得るか得ないかという観点でいえば、許可は必要ないという形になります。組み込まれているものについて、どういう機能かを一応確認していただき、どういう形で組み込まれているのかということを見ても、そもそも該当品として扱うべきかを判断することになりますが、今のご確認いただいている方法が一番正確な状態を把握するという意味では、特に問題は無いと考えます。

### < 1 3 の項 >

Q :

輸出令別表第1の13の項の無人航空機に関し、娯楽又はスポーツに供する模型航空機が規制の対象になったわけですが、模型航空機はこの電気量販店で誰でも買える販売の仕方があります。不特定多数の人が買えて、中には隣の国の人に来て持って帰ることが見受けられるのですが、今後、スペックで該当するようなものが出てきた場合に、1人1人外為法に従って手続きを勧めさせるべきなのか、そういうのは店頭で不特定多数のものに販売すべきではないとすべきなのか、どのように運用すべきでしょうか。

A :

貨物等省令第12条第十号の二にはイ、ロという要件があり、この要件は昨年、明確化された部分になります。実際にはこの要件（スペック）は、時間的に長く飛ぶ等高いレベルのスペックの規定になっています。現状は、模型飛行機等は該当しないスペックになっていますので、今回この除外規定が削除になったとしても、模型飛行機等には影響はないと認識しています。

今後、このスペックに該当する模型飛行機が市販されるようなことになれば、販売することは法令上問題ありませんが、日本から輸出する時には許可が必要になることを、何らかの形で注意喚起しているメーカーもありますので、同様に、模型飛行機についても輸出する際には許可が必要なものか否かということを確認してくださいという注意喚起を製品に記載していただく等の運用をしていただければと考えます。

### < 特例 >

Q :

貿易外省令第9条第2項第十四号ホの改正は、輸出令別表第1の4の項の貨物の輸出に付随するプログラムの提供は許可を要しないとなっています。輸出令別表第1の4の項と

いうとミサイルの関連ですが、そのような理解で宜しいでしょうか。

また、それに関連するプログラムのイメージがよく理解できていないものですから、併せて教えていただけますか。

**A :**

最初のご質問については、輸出令別表第1の4の項、ロケット・ミサイル関係に係る必要最小限のプログラムは、貿易外省令第9条では許可を得る必要がありませんという規定です。基本的には、貨物と同時に又は貨物に附随する必要最小限のプログラムというのは、そもそも貨物の輸出審査を受けて懸念がないだろうとして輸出されますので、それに繋がる形の必要最小限のものは、わざわざ役務取引許可の手続きをする必要はないということです。必要最小限のものという内容ですので、機微ではあるものの、貨物の製造技術に比べて使用技術は機微度的には低い部類ものにあたるという、従前からWAではそういうものは許可の手続きは不要としていましたが、そういう考え方を今般MTCRでも同様に取ったということで改正に至りました。

**Q :**

平成28年11月1日、経済産業省から出されたNews Release「外国為替及び外国貿易法違反企業に対する警告を行いました」という件ですが、ある企業が振動試験装置の制御用プログラムについて5年間無許可で提供していて、警告を受けた内容だったと思います。

許可を要しない役務取引等の貨物等省令第9条の、プログラムを提供する取引であって、プログラムの操作について必要最小限であれば、貨物が輸出されていればそれは許可不要となるのですが、今回の警告が出ていた案件についてどこに注意をすれば良いのかということと許可を要しない役務取引の特例が適用できなかったのかということをご教示いただきたい。

**A :**

詳細については把握していませんが、違反の度合いが高いレベルのものについてオープンにして警告したという内容ではないかと思われます。

貿易外省令第9条の特例が適用できなかったのかについては、プログラム自体がどういう形で提供されたかということにつきるのだと思います。あくまでも貿易外省令の対象は、貨物に附随するもの、貨物の輸出と関連している役務取引であって初めて特例は適用できるのであって、プログラムだけ提供する行為自体には適用できないこととなります。それから、適用できるかできないかということでは、操作等の必要最小限にあたるかという点は、そのプログラムがどう機能しているかということになりますので、判断に迷うことがあれば、本省の窓口で、資料を用意してご相談ください。

(注) : News Releaseによれば、輸出令別表第1の4の項(24)、貨物等省令第3条第二十五号イに該当する振動試験装置の制御用プログラム(外為令別表の4の項に該

当)。貨物等省令は第 16 条第 1 項第九号に該当するもので、プログラム単独で提供したものである。

**Q :**

今後は、たとえば、輸出令別表第 1 の 4 の項の測定装置のプログラムが貨物と一緒に出て行く時は役務取引許可はいらなくなりますか。貨物の許可さえとれば、プログラムの許可は不要になるということか。

**A :**

今回の規定されているところにあたるプログラムであれば、まさに平成 29 年 1 月 7 日以降は適用できるものとなります。